

## 製品事故に関する事故情報収集・公表制度

消費生活用製品事故等による事故等に関する情報の収集や公表等については、「消費生活用製品等による事故等に関する情報提供及び業界における体制整備の要請について」(平成21年9月1日付平成21・09・01商局第2号)において、次のように運用されている。

### 1 niteの事故情報収集制度における非重大製品事故の報告の対象となる情報

- (1) 製品事故のうち重大製品事故に該当しないもの、
- (2) 消費生活用製品の使用に伴い生じた重大製品事故であって、報告義務が課せられている製造・輸入事業者以外の者からの報告、
- (3) 消費生活用製品に関する製品事故につながるおそれのある製品の欠陥・不具合等

とされており、報告の対象となる非重大事故の目安は、

- (1) 重大製品事故が発生するおそれがあるもの、
- (2) 消費者がけがをしたとの情報があるもの

などとされており、例えば、火災に至らないものの製品内部で焼損・発煙・発火・異常発熱したものや消費者がやけどをした事象など、また、消費者の不注意、誤使用の疑いがある場合であっても、製品起因の可能性もあることから前広に情報の提出を求めており、提出されている。

### 2 niteへの非重大製品事故の報告時期

製造・輸入事業者等は、niteが定める様式に基づき、最寄のnite本部又は支所へすみやかに報告していただくよう要請している。

### 3 niteの非重大製品事故の公表

これら収集された非重大製品事故については、速報(最新事故情報)として通知を受けた事故内容のみ(ただし、既にリコール等されていて輸入又は製造事業者が自ら事業者名、型式等を公表している事故や経済産業省が事業者名、型式の公表をしている事故に限り事業者名、型式も付記します。)をホームページで公表するとしている。その後、niteで事故原因を調査し、nite内で運営する外部有識者からなる委員会で審議した後、調査結果を公表する。この場合、事故原因が製造不良等製品に起因する事故の場合は、製造・輸入事業者名、製品の型式等も付記することとしている。

(注) NITEの通達に基づき、消費者委員会が作成した。